第10回 次の文が正しい場合は○、間違い箇所がある場合は正しい語句を記入せよ。

## ~覚醒剤関連~

- ・メタンフェタミンは、覚醒剤原料として規制される。
- ・現在、わが国で覚醒剤原料として規制を受けている物は、フェニルアミノプロパン、フェニルメチルアミノプロパン及び各その塩類並びにこれらのいずれかを含有する物のみである。
- ・「覚醒剤製造業者」とは、覚醒剤を製造し、かつ、その製造した覚醒剤を覚醒剤施用機関、覚醒剤研究者に譲り 渡すことを業とすることができるものとして、許可を受けた者をいう。
- ・「覚醒剤研究者」とは、学術研究のため使用することができ、また、都道府県知事の許可を得て覚醒剤を製造することができるものとして、指定を受けた者をいう。
- ・薬局の開設者は覚醒剤を所持することができる。
- ・何人も、覚醒剤原料を輸出してはならない。
- ・覚醒剤研究者は、研究のために覚醒剤を製造するときは、その都度許可を受ける必要はない。
- ・覚醒剤製造業者は、医薬品の販売業者に対して、覚醒剤を譲り渡すことができない。
- ・覚醒剤製造業者は、覚醒剤施用機関又は覚醒剤研究者以外の者に、その製造した覚醒剤を販売することができる。
- ・覚醒剤施用機関は、政府発行の証紙で封を施した覚醒剤でなければ、譲り受けてはならない。
- ・ 覚醒剤施用機関において診療に従事する医師は、覚醒剤の中毒者に対し、その中毒を緩和するために、覚醒剤 を使用することができる。
- ・覚醒剤施用機関の開設者は、その所有する覚醒剤を廃棄しようとするときは、その病院又は診療所の所在地の 都道府県知事に届け出て、当該職員の立会いの下に行われなければならない。
- ・フェニルアミノプロパンは覚醒剤に該当する。

## ~ 覚醒剤原料関連~

- ・メチルエフェドリンの含量が20%以下のものは覚醒剤原料から除外される。
- ・覚醒剤原料は、覚醒剤の原料となる物として物質名で法令に定められており、エフェドリンのように一定の含 有量以下は除外されるものがある。
- ・セレギリン塩酸塩を含有する製剤は、覚醒剤原料に該当しない。

- ・エフェドリン塩酸塩散 10%は、覚醒剤原料から除かれていない。
- ・医薬品である覚醒剤原料を使用する医療機関は、その業務のために当該覚醒剤原料を使用できるので、覚醒剤 原料取扱者の指定を受ける必要がない。
- ・薬局開設者は、覚醒剤原料取扱者として、都道府県知事の指定を受けることができない。
- ・覚醒剤はその業務のために、覚醒剤原料輸入業者が輸入し又は覚醒剤原料輸出業者が輸出することができる。
- ・ 覚醒剤原料取扱者が、薬局開設者に医薬品である覚醒剤原料を譲渡するときは、譲渡人と譲受人が譲渡証及び 譲受証を相互に交付しなければならない。
- ・薬局開設者は、医師等の処方箋により薬剤師が調剤するために使用するエフェドリン塩酸塩を所持することが できない。
- ・法に定める場合のほか、何人も覚醒剤原料を所持してはならない。
- ・薬局開設者は、覚醒剤原料取扱者の指定を受けることなく、処方箋による調剤のために使用する覚醒剤原料を 所持することができない。
- ・覚醒剤研究者は、覚醒剤原料研究者の指定を受けることなく、覚醒剤原料を研究のため、所持することができない。
- ・薬局開設者は、医師の処方箋を所持する者に、その処方箋により調剤した覚醒剤を譲り渡すことができる。
- ・薬局開設者は、覚醒剤原料については、処方箋によって調剤されたものでなければ患者に譲り渡してはならない。
- ・薬局で調剤に従事する薬剤師は、医薬品である覚醒剤を使用して調剤することができる。
- ・覚醒剤原料取扱者の指定を受けていない薬局において、薬剤師は、処方箋により医薬品である覚醒剤原料を調 剤できない。
- ・覚醒剤原料取扱者の指定を受けていない薬局開設者は、医薬品でない覚醒剤原料を所持することができる。
- ・覚醒剤原料取扱者の指定を受けていない薬局開設者は、他の薬局開設者に覚醒剤原料を譲り渡すことができる。
- ・薬局開設者は、その所有する覚醒剤を薬局内のカギを掛けた場所に保管しなければならない。
- ・病院の管理者は、覚醒剤原料を病院内のカギを掛けた場所に保管しなければならない。

- ・薬局開設者は、所有する医薬品である覚醒剤原料を廃棄しようとするときは、その薬局の所在地の都道府県知 事に届け出て、当該職員の立会いの下に行わなければならない。
- ・覚醒剤原料は、麻薬を保管している金庫に保管してはならない。
- ・薬局開設者は、その所有する覚醒剤原料が所在不明になったときは、すみやかに、厚生労働大臣に届け出なければならない。
- ・dl-メチルエフェドリン塩酸塩散 10%は、覚醒剤原料から除外されている。
- ・フェニルプロパノールアミンの含量が50%を超えるものは、覚醒剤原料である。